

仕様書（案）

概要

この仕様書は、大津市トイレカーの製造に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

ここに明記されていない箇所については、大津市総務部危機・防災対策課（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議のうえ決定するものとする。

記

1 目的

大津市トイレカーは、災害時に断水等により既存のトイレが使用できない場合に指定避難所などで主に使用する。

2 艦装の条件

- (1) 被災地等における活動のため、移動が可能な車両型トイレの目的に製作するもので、その製作に使用する材質は、JIS 規格および糞尿車登録に係る各規格に基づき精選されたものを使用すること。
- (2) 専用シャシにトイレルームトレーラー装備の車両として艦装すると共に、利用において必要な資機材等を積載、装備することであること。
- (3) 艦装後の完成品を運用するうえで、必要な自動車運転免許の種類および条件は、「準中型免許（中型車8tに限る）」で運転可能なものであること。

3 適合法令

製作は本仕様書に基づくほか、道路運送車両法および道路運送車両の保安基準などの日本国の法令等に適合し、8ナンバー糞尿車登録時の検査に適合、承認が得られるものであること。

4 必要とする仕様

別添1および別添2を満たすものとする。

5 検査

納車前に本仕様書および提出書類ならびに協議解決事項に基づき、中間検査および完成検査を受けること。

- (1) 中間検査は塗装直前に実施するもので、次の検査を行うこと。

ア 艦装検査

イ 寸法検査

ウ その他必要な検査

- (2) 完成検査に当たっては、次の検査を行うこと。

- ア 艦装検査
- イ 寸法検査
- ウ 走行、機能、取扱検査
- エ 取付品および取付装置の検査
- オ 積載品および付属品の検査
- カ 荷室内（トイレルームおよび内装品）検査

(3) 検査方法は別途協議とするが、完成検査については、原則、架装メーカーの工場等で行うことを前提に協議する。

(4) 検査の結果、不合格と認めた場合は修正のうえ再検査を受けること。

6 保証

- (1) 納入後1年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製造会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合はそれを適用する。
- (2) 特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。
- (3) 完成品の納入後1年以内に受注者の責任と負担において、点検を実施すること。

7 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承認を得ること。

ア 荷室内装確認書および図面	2部
イ 給排水タンク関係図および配管図	2部
ウ 製作工程表	2部
エ シャシおよびエンジン諸元表（メーカーのカタログ等）	2部
オ 寸法入りシャシ図面（メーカーのカタログ等）	2部
- (2) 完成納車時に次の書類等を提出すること。

ア 納品書兼請求書	1部
イ 自動車検査証（写し）	2部
ウ 艦装品等の鑑定または検定合格証票	1部
エ 車両保証書（写しを含む）	2部
オ 車両取扱・維持・整備説明書	2部
カ 写真（シャシ到着から完成まで工程表に添ったもの）	1部
キ その他発注者が指示する資料	

8 その他必要事項

- (1) 低排出ガス車（平成28年基準排出ガス規制適合）であること。

9 留意事項

- (1) 取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。
- (2) 車両登録等の各種申請または届出については、受注者が行うものとする。
 - ただし、これによりがたい場合は、発注者の指示を受けるものとする。
 - なお、車両登録に伴う委任状の交付は、発注者において行う。
- (3) 自動車リサイクル料金は、車両の販売価格に含むものとする。
- (4) 自動車重量税および自動車損害賠償責任保険を除く登録に関する経費はすべて受注者の負担とする。

10 納入場所

大津市役所（大津市御陵町3番1号）

11 車両納入期限

令和9年3月31日（水）

※納入期限に関わらず、可能な限り早期の納入に努めること。

12 その他

- (1) 仕様書に疑義が生じたときは、発注者と協議のうえ施工するものとし、新たに指示した事項については本仕様書と同等の扱いとする。
- (2) 完成品の回送費用、試験および技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。
- (3) 艦装および車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は速やかに発注者に報告するとともに、その被害について一切の責任を受注者が負うこと。

別添1

シヤシ仕様書

本車両に使用するシャシは、令和7年若しくは令和8年に製造されたキャブ付きシャシで、強力かつ堅ろうで車両総重量の状態において、その使用目的に十分耐え得るものであること。

1 型式

- (1) 使用する車両は、未登録車で契約日現在、国内で市販されている型式であり、おおむね国全域において走行性能に係る修理・点検が可能なものであること。
- (2) 最大積載量3t程度のシャシを使用する。
- (3) キャブ内の運転席の位置は、進行方向に対し右側（右ハンドル）とする。

2 車体の形状

シングルキャブ（ワイドキャブ）

3 エンジン

ディーゼルエンジン

4 ホイルベース

メーカー標準仕様

5 駆動方式・変速装置

4WD・オートマチック

6 エンジン総排気量/最高出力Kw (PS)

排気量4.5l以下で、最高出力110Kw(150PS)程度の能力を有すること、又は、同等以上の能力を有し、資機材の運用に支障のないものであること。

7 乗車人員

大人3名以上（荷台座席を除く。）

8 電装関係

- (1) サブバッテリー(12V-105AH以上)
- (2) 外部充電装置(AC100V-DC12V以上)
- (3) 走行充電装置(SBC)
- (4) バックブザー
- (5) エアコンディショナー(メーカー標準装備品)
- (6) バックカメラ

- (7) ドライブレコーダー（前方）
- (8) カーナビゲーションシステム（テレビ機能あり）
- (9) ETC（セットアップを含む。）

9 計器類

メーカー標準装備品のもの

10 その他の装備

タイヤはスタッドレスタイヤとする。

※ JATMA会員企業製品とし、製造年は最新、再生品は不可とする。

その他については、別添2のとおり。

11 装備

- (1) バッテリー収納は、点検が容易にできる位置に取付けること。
- (2) バッテリー受け台は、耐酸処理を施すこと。
- (3) 災害用大型トイレカーの要件を満たすよう、給排水等タンク取り付けおよび配管設置を行なうとともに、厳冬期において同設備等が凍結しないよう凍結対策を講ずること。
- (4) 電気機器類等は、適度な防水処理を施すこと。
- (5) 装飾として、車両全体のボディラッピングを施すこと。
なお、デザイン等については、契約締結後に協議することとする。
- (6) エンジンを停止した状態でトイレ等が使用できるよう、バッテリーを設け、充電方法として、外部電源からの充電、ソーラーパネルからの充電、エンジンオルタネーターからの充電に対応できるよう各装置を取り付けること。

12 付属品

- (1) スペアタイヤ（スタッドレスタイヤ） … 1本
- (2) タイヤチェーン 一式
- (3) フロアマット（ゴム製） 一式
- (4) 標準工具 一式（ケース付）
- (5) 寒冷地仕様
- (6) パワーステアリング
- (7) ABS装置
- (8) SRSエアバッグ（運転席・助手席の両席）
- (9) 被害軽減（自動）ブレーキ機能
- (10) パワーウィンドウ
- (11) 泥除け、サイドバイザー
- (12) サンバイザー（助手席）
- (13) LEDフォグランプ（フロント）

- (14) 牽引フック
- (15) 輪留め（2個）
- (16) ワイパークリーナー
- (17) 停止表示器材（板）

13 その他

- (1) 下回り防錆処理（無色仕様）を行うこと。

別添2

儀装仕様書

儀装形態は、災害用大型トイレカーとしての機能を満たし、かつ内装設計に準じたものとし、製作に使用する全ての材質は精選された耐久性に富むものを使用すること。

1 完成車両寸法

完成車両の外装の寸法は、おおむね次の寸法を確保する。

なお、当該寸法の範囲と異なる場合は、発注者の承認を受けることとする。

(全長) 7,040 mm ±200 mm程度

(全幅) 2,200 mm ±200 mm程度

(全高) 3,200 mm ±200 mm程度

2 荷室側板を除く内装部で、おおむね次の寸法を確保する。

なお、当該寸法の範囲と異なる場合は、発注者の承認を受けることとする。

(全長) 5,000 mm ±200 mm程度

(全幅) 2,100 mm ±200 mm程度

(全高) 2,000 mm ±200 mm程度

3 トイレ室内装および便器

(1) トイレ室の配置設計は、男性用一般個室トイレ、女性用一般個室トイレおよび多機能個室トイレに区分し、各室にドアを設置、また、室内用途別に間仕切りを設置する。

(2) 各個室トイレおよび通路は、使用するために支障のない面積を有すること。また、多機能便所トイレについても、車いす利用者およびその補助者等が使用するために十分な面積を有すること。

(3) 便器は陶器製または同等以上の製品で、水洗式の小便器および大便器とし、設置個数については以下のとおりとする。

また、全ての大便器の便座は、温水洗浄機能付き便座とする。

ア 男性用 小便器1、大便器2

イ 女性用 大便器2

ウ 多目的用 大便器1、オストメイト便器1

(4) 大便器設置の各室には、紙巻、小物収納棚、擬音装置、手摺り、除菌液ホルダーおよびベビーキープを取り付けること。

(5) 多機能用のトイレ室内におむつ替え台、ベビーキープおよび車いす用補助アームを各1基ずつ設置する。

(6) 区分室内の余剰部に各1基の手洗い機器を設置すること。

なお、トイレタンク上に手洗い管を設置することで、これに代えることも可とする。

- (7) LED照明を次のとおり通路部および各個室に設置する。

男性トイレ前通路	1灯以上
女性トイレ前通路	1灯以上
男性トイレ室内	各1灯
女性トイレ室内	各1灯
多機能トイレ室内	1灯以上

- (8) 川・湖やプール等の水を汲み上げることも想定されることから、浄水器を設置すること。

- (9) 各個室内に非常用ボタンを設置すること。(連動して点灯する警告灯の設置およびホーンが連動して鳴るように設置)

- (10) 多機能室にはエアコンを設けること。

4 車両全般の艤装

- (1) 艤装材料の厚さは次によるものとする。

側板 2.0mm以上

- (2) 車両側板の周辺およびステップの端部周辺は折り曲げる構造とすること。

- (3) 運転席の室内外に使用する装備等は、メーカー標準装備のものまたは同等以上の性能を有すること。

- (4) 乗車人員の乗降時においての安全に必要なステップおよび握り棒等を設けること。

- (5) ステップ類は、ステンレス縞板等の堅牢な素材を使用すること。

- (6) ステンレス材等の素材を直接骨材、外板等に取付ける場合は、水の進入を防ぐため外周にコーティング加工を施すこと。

- (7) ステンレス材等の素材を止めるボルト、ナット類はステンレス材の物を使用すること。

- (8) 取付可能な器具類は、固定金具を設け容易に脱着できる構造とし、受注者仕様で取付ること。

- (9) 艤装部分などで角があり危険な場所についてはバリ取りを行うこと。

5 キャブ内の艤装

- (1) 走行時において、乗車人員の安全に必要な手摺等安全帯を設けること。

- (2) ルームライトは、車両標準装備のものとする。

- (3) バッテリー、外部充電装置、走行充電装置、ファイル書類等を収納するボックスについては、容易に操作できる箇所に取付けること。

また、走行充電装置は充電満了時の連続使用時間5～6時間を満たすものとし、更にキャブ内もしくは荷室内部に予備電源設置箇所を設けるものとする。

6 車体側面

- (1) 男性用出入り口として、車体側面の左側に扉を設け、堅ろうで水密な構造、また施錠可能なものを取り付けること。

- (2) 女性用出入り口として、車体側面の右側（前方）に扉を設け、堅ろうで水密な構造、また施錠可能なものを取り付けること。
- (3) 多機能用出入り口として、車体側面の右側（後方）に扉を設け、堅ろうで水密な構造、また施錠可能なものを取り付けること。
- (4) 昇降用階段を用意すること。
- (5) 昇降時の安全性配慮のため、入り口部に手摺りを取り付けること。
- (6) 夜間の使用に備え、階段（足元）入口を照らすセンサーライトや投光器等を各出入口付近に取り付けること。
- (7) 手摺や階段などの安全配慮部分などで角があれば、バリ取りを行い安全に配慮すること。

7 車体後部

- (1) 車いす利用者をはじめとした要配慮者を安全に昇降させるための電動リフトを設置し、柵などを設置し落下防止対策を行うこと。
- (2) 電動リフトはシャシ内部に格納できるタイプとする。
- (3) リフトの操作はリモコンなどで簡易に操作ができるものであること。

8 車体上部

- (1) 荷室上部に換気扇3箇所以上を設けること。
- (2) 予備電力確保のため、充電用ソーラーパネル（100W）を1枚以上設けること。

9 車体下部

- (1) 給水用タンク補充用の給水口を設置すること。
- (2) 水道用のポンプを設置すること。
- (3) 排水用タンク処理用の排水口を設け、容易に開閉ができるようにレバーなどを設けること。また、排水不可な状況も考慮し、排水用タンクには、汲み取り口を設けておくこと。
- (4) 上記のほか、トイレ等の使用において、必要となる配管類を設けること。

10 給水用タンク

- トイレ水洗用および手洗い用の水補給用として、清水700L以上の容量の貯水タンクを車両に取り付けること。

11 給水口

- 給水車等から直接給水できる口径とし、アタッチメントの取り付けを行うこと。詳細は契約締結後に指示する。

12 水道用ポンプ

- (1) 水道用ポンプは受注者仕様を基本として、給水用タンクからの送水ポンプ1基を設置する。

(2) 動力伝導機構は、受注者仕様を基本とする。

13 中継用水中ポンプの装備

断水等による水道からの通水不可の事態に備え、中継のための水中ポンプを1基、別に用意し、車内に搭載すること。

14 排水用タンク

汚水等の一時蓄積用として、1,000L以上の容量のタンクを車両に取り付けること。また、タンク内の状況が確認できるよう、確認窓に目盛り等を付けること。

15 排水口

排水用タンク内の汚水処理用の排水口を複数箇所に設置すること。また、アタッチメントを設け、そのアタッチメントも取り外しができるようにすること。詳細は契約締結後に指示する。

16 ポンプ配管

配管の曲部はつとめて大きくとり、摩擦損失を最小限におさえること。

17 ドレーン

各配管のドレーンを集中すること。

18 その他の艤装

- (1) 燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること。
- (2) 各収納ボックス、棚は艤装が許す範囲まで大きくすること。
- (3) ボックス、ステップ、床等で水の滞留する恐れのある箇所には、適当な大きさの水抜き口を設けること。
- (4) 各ボックスの扉に使用する蝶番、ネジ類は全てステンレス製を使用すること。

19 塗装（ラッピング）

車両全体に施工する。デザイン等の詳細は、協議のうえ決定する。

20 留意事項等

- (1) 完成品は、整備・清掃を十分に行い、納入すること。
- (2) その他不明な点は、発注者の確認および指示を受けること。
- (3) 受注者が、発注者の確認または指示を受けず施工した結果、当該仕様と異なるため修正を求められた場合の費用は、受注者の責任と負担によって実施すること。

21 参考

車両配置イメージ図

